

最高裁判所第三小法廷

宇賀 克也 殿
林 道晴 殿
長嶺 安政 殿
渡邊 恵理子殿
今崎 幸彦 殿

生活保護基準引き下げの被害に対し 正義・公平の理念にもとづく判決を求めます

2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均6.5%、最大10%)で96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。

生活保護を利用する人たちは、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

2021年2月22日の大阪地裁判決は、私たちの主張を認めて全国初の勝訴となりましたが、2023年4月14日の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した不当逆転敗訴でした。

しかし、これまでに多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の2008年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がり が過大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が言い渡され、2023年11月30日の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じました。

私たちは、人権保障の砦である最高裁において、被害者が救われる公平で公正な判断を下されることを心より切望しています。

お名前	住所

※ 情報は適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。集まり次第、事務局まで送付をお願いします。

取り扱い団体()

なんとしても最高裁で勝ちたい



いつも原告を支援していただいていることに感謝しています。一審の時は、テレビでしか見たことのない法廷で、弁護団に支えられながらなんとか意見陳述し勝利することができました。

先日の高裁敗訴は本当に腹立たしく思いました。

山田裁判長はいつもシャキッと背筋を伸ばして印象の良い方でしたが、判決当日

は背中を丸くして、ただ眼の先にある文章をなんの感情もなく読み上げています。けのように見えました。これが付度なんだと感じました。これが最高裁の闘いでは、とにかく「元氣」でなくてはいけないと思います。難病を抱えた私にまでできることは、病気に負けず元気に最後まで闘うことだと思っています。残念ながら亡くなられた方たちのためにも元気で闘いたいです。



亡くなった原告のためにも元気で闘う 原告 小寺さん

高裁判決後に血尿や脱毛の症状がありました。私は生来楽天家で、「勝っても負けても次がある」くらいに思っていたつもりでしたが、あの判決でこれほどまでにストレスを感じていたのだと、自分でも驚きました。

この闘いが自分にとって大事なものであったんだと改めて感じました。判決を思い出すと腹が

立ってしょうがない。裁判長によって判決がこれほどゆがめられてしまうものなんだと。これを克服するためには、司法に絶望することなく、私たちがもっと声をあげなければならぬと決心を新たにしています。

判決後体調崩したが、今は決意を新たに 原告 山内さん



2023年11月30日、名古屋高裁は2013年の生活保護基準引き下げを違法とするだけでなく、国には「少なくとも重大な過失」があり「合理的根拠のない手法等を積み重ね、あえて減額率を大きくしているもので違法性が大きい」として、最低限度を下回る生活を強いられた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料(国家賠償)まで認めました。

敗訴に言葉出さず、このままではダメだ

原告 新垣さん

高裁判決の後、いろいろな疲れが重なり肺炎で寝込んでしまいました。一審判決の勝利は、原告として微力ながら裁判に一石を投じることができたと感じていました。高裁判決には自信がなくなりましたが、思わぬ敗訴に足元をすくわれ、言葉も出

ませませんでした。しかし、このままではダメだと思いたいおりました。最後までなんでもやろうと決意しています。



X(Twitter)



Facebook



生活保護基準引下げ違憲訴訟を支援する大阪の会(略称:引き下げアカン!大阪の会)

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22 きょうされん大阪支部内
電話(06)6697-9144 FAX(06)6697-9059 mail:seiho.iken.sasaeru.osk@gmail.com